

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等
.....(総務局情報システム部情報システム課).....
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等
.....(環境局都市地球環境部環境影響評価課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除
.....(環境局環境改善部有害化学物質対策課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
.....(同).....

公 告

告 示

●東京都告示第千四百四十三号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都規則第三百一号)第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百四十七号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の

情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

平成十九年八月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
東京都宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年東京都規則第四百七十七号)	第五条	平成十九年九月三日	免許申請事項の変更の届出
	第十五条	同日	宅地建物取引主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請
	第十五条	同日	宅地建物取引主任者の死亡等による宅地建物取引主任者証紛失届の提出
	第十五条の七(ただし、第十五条の五に該当する場合に限る。)	同日	業務場所に係る届出
	第十八条の三	同日	
	第三項		

●東京都告示第千四百四十四号
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、業平橋押上地区開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年八月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 事業段階関係地域の範囲

墨田区

- 押上一丁目、押上二丁目、押上三丁目、業平一丁目、業平二丁目、業平三丁目、横川一丁目、横川二丁目、横川三丁目、横川四丁目、横川五丁目、太平一丁目、太平二丁目、太平三丁目、太平四丁目、石原四丁目、本所一丁目、本所二丁目、本所三丁目、本所四丁目、東駒形二丁目、東駒形三丁目、東駒形四丁目、吾妻橋一丁目、吾妻橋二丁目、吾妻橋三丁目、向島一丁目、向島二丁目、向島三丁目、向島四丁目、向島五丁目、東向島一丁目、東向島二丁目、文花一丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、八広六丁目、東墨田二丁目

台東区

- 花川戸一丁目、花川戸二丁目、浅草七丁目、今戸一丁目

江東区

- 亀戸三丁目

葛飾区

- 東四つ木一丁目、東四つ木二丁目、東四つ木三丁目、東四つ木四丁目、東立石二丁目、東立石三丁目、東立石四丁目、立石一丁目、立石二丁目、立石三丁目、立石四丁目、立石五丁目、立石六丁目、立石七丁目、立石八丁目、青戸一丁目、青戸二丁目、青戸三丁目、青戸四丁目、青戸五丁目、青戸六丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目

11. 温室効果ガス	<p>建設工事等に伴い発生する温室効果ガスの発生量は約6,830tと予測されるが、建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管・排出、再利用促進及び不燃材の減量を図る。再利用できないものは、運搬・処分の際の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。</p> <p>また、特別管理廃棄物等は、「環境確保条例」及び「廃棄物の処理等に関する条例」に基づき、工事の施行中に発生する廃棄物については、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことから、適正な廃棄物処理の促進及び廃棄物非排出量の削減に寄与するものとする。</p> <p>(2) 工事の完了後 廃棄物の発生量は約17t/日と予測されるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令・規則を遵守し、廃棄物を適正に分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすことから、適正な廃棄物処理の促進及び廃棄物非排出量の削減に寄与するものとする。</p>
------------	--

本事業においては、東京都環境影響評価条例施行規則第6条で定められた項目以外に、電波(電磁波)及び風による発生音の2項目について、現況調査を実施して予測・評価を行った。予測に及ぼす影響の評価の結論は、表3に示すとおりである。

表3 環境に及ぼす影響の評価の結論
 評価の結論

12.1 電波(電磁波)	<p>(1) 工事の完了後 本事業においては、本事業の事業者以外の放送・通信事業者等が設置を予定している無線局の諸元が未定であることから、現時点で可能な限りの想定を行って電波(電磁波)の電力密度(電界強度)を予測した。</p> <p>電波防護指針は電波が人体に影響を及ぼさない安全な状況を確保するための基本的な考え方や基準値、規則を示している我が国の基準であるが、同指針の一般環境における電界強度の基準値と、予測される各アンテナの電力密度の割合の和は、最大値(地上レベル)となる電波塔中心直下において同指針の基準を大きく下回る。</p> <p>また、電界強度の現況調査結果においてチャンネル毎に連続して大きなピークを示し、他の無線局に比べ送信出力が高いアンテナと放送については、電波法により平成23年7月24日までに放送を終了する予定である。</p> <p>以上のことから、本事業完了後において、施設の稼働に伴う電波(電磁波)が地域住民の日常生活に影響を及ぼすことはないものと考えられる。</p> <p>(2) 工事の完了後 新タワーに風が吹き付けることにより、個々の部材(パネル)から発生するカールン橋による発生音は、大部分が一般的に可能音域(個人聴覚はあるものの、20~20,000Hzの範囲とされている)から外れ、現地調査において確認された環境騒音レベル(等価騒音レベル、昼間49~58dB、夜間44~56dB)に対して十分に小さくなるものと考えられる。</p>
12.2 風による発生音	

●東京都告示第千四百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成十八年東京都告示第千三百三十九号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

平成十九年八月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 江戸川区平井七丁目千九百九十九番十一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

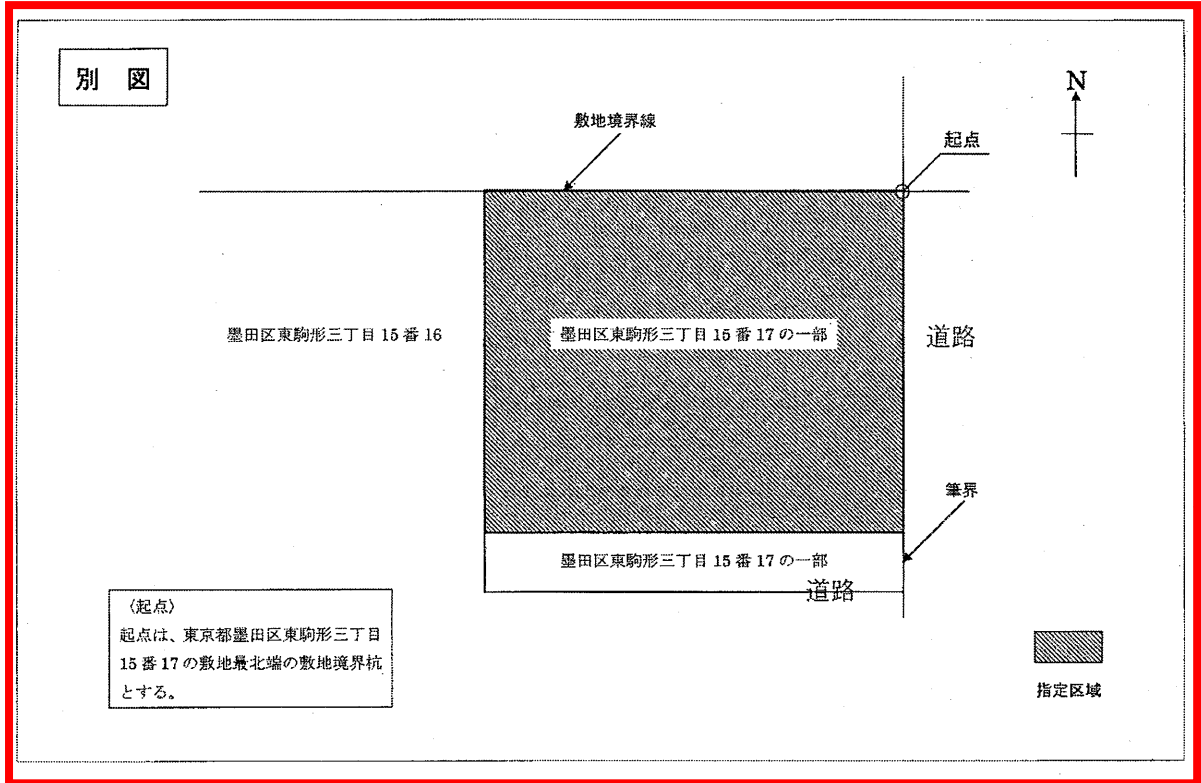
●東京都告示第千四百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十九年八月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定する区域 別図のとおり(墨田区東駒形三丁目十五番十七の一部)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物



公 告

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第五条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第六条の規定により公告する。

平成十九年八月二十九日

東京都下水道局長 前 田 正 博

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成十九年七月十二日	四二五一	株式会社 タートル設計	大田区上池台五丁目二十九番十四号 ガーデンヒルズ綱島園式番館二〇一号	大田区上池台五丁目二十九番十五号 ガーデンヒルズ綱島園式番館二〇四号
同月十九日	三五七三	株式会社 シンエイ住設	杉並区上井草三丁目三十二番五号 MYビル三階	杉並区上井草三丁目三十三番二十号 MYビル三階
同月二十日	四四五七	株式会社 新栄設備	町田市中町一丁目三十番二十五号 小山ビル二〇二号室	町田市高ヶ坂五十一番五号 木目田アパルト第三棟二〇一号室
同月十六日	三二二四	山田工業株式会社 東京本店	台東区浅草橋一丁目十番十号 一	台東区浅草橋一丁目九番十三号